

# 告示

## 埼玉県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

号 十六 事第 県知 埼玉	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
		日本建築 検査協会 株式会社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部 東京都中央 区日本橋三 丁目十二番 二号	構造判定部 東京都中央 区日本橋二 丁目十二番 六号	令和六年三 月十八日